

別記1 燐灘を操業区域とする知事許可漁業における制限措置  
(県外入漁を除く)

| 知事許可漁業の種類 | 漁業種類        | 許可等をるべき船舶等の数 | 船舶の総トン数及び推進機関の馬力数                   | 操業区域   | 漁業時期            | 知事許可漁業を営む者の資格   |
|-----------|-------------|--------------|-------------------------------------|--|-----------------|---|
| 刺し網漁業     | きす、かます刺し網漁業 | 1 隻          | 5 トン未満<br>48 キロワット<br>(旧馬力15)<br>以下 | 次のア、イ、ウ、エ、オを順次結んだ4直線の以東及び以北の燧灘<br>ア 西条市と今治市との境界点（大崎ノ鼻）<br>イ 今治市平市島南端<br>ウ 今治市平市島南端から同市吉海町タケノ鼻を見通した線と同市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町高井神島南端を見通した線との交点<br>エ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上を見通した線と同市今治港東防波堤灯台中心点から越智郡上島町高井神島南端を見通した線との交点<br>オ 今治市梶島南端から同市宮窪町横島頂上を結んだ線の延長線と同市宮窪町友浦地先における最大高潮時海岸線との交点 | 4. 1～<br>11. 30 | 四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市（今治市閔前、同市波方町小部及び同市菊間町を除く。）に漁業根拠地を有する者 |
| かご漁業      | いか玉漁業       | 1 隻          | 定めなし                                | 所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から6,000 メートル以内の海域   | 4. 1～<br>6. 30  | 四国中央市に漁業根拠地を有する者  |
|           |             |              | 定めなし                                | 次の各点を順次結んだ4直線とアオ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域<br>ア 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界<br>イ アから今治市梶島頂上を結んだ線とウから同市平市島頂上を結んだ線との交点<br>ウ 新居浜市白石鼻沖浮標から真南の線上同浮標から300 メートルの点<br>エ オから越智郡上島町江ノ島頂上を結んだ線とウから香川県観音寺と同県豊浜の中央を結んだ線との交点<br>オ 新居浜市と四国中央市との境界  | 4. 1～<br>6. 30  | 新居浜市、西条市ひうち、同市西条又は同市禎瑞に漁業根拠地を有する者                               |
|           |             |              | 定めなし                                | 西条市西部地区地先の最大高潮時海岸線から5,000 メートル以内の海域  | 4. 1～<br>6. 30  | 西条市吉井、同市壬生川又は同市河原津に漁業根拠地を有する者                                   |
|           |             |              | 定めなし                                | 所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から5,000 メートル以内の海域   | 4. 1～<br>6. 30  | 今治市又は越智郡上島町に漁業根拠地を有する者  |
| たこつぼ漁業    | たこつぼ漁業      | 1 隻          | 定めなし                                | 所属漁業地区地先の最大高潮時海岸線から5,000 メートル以内の海域<br>ただし、第1種共同漁業権漁場区域を除く。   | 1. 1～<br>12. 31 | 四国中央市、新居浜市、西条市、越智郡上島町又は今治市に漁業根拠地を有する者                           |

備考 知事許可漁業を営む者の資格において漁業根拠地を市町名としている場合は、当該市町に位置するそれぞれの漁業根拠地を示すものとする。